

役 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人 旭川ねむのき会

役員等報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川ねむのき会（以下「法人」という）定款第9条及び第23条の規定及び法人評議員選任・解任委員会運営細則第8条に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬の支給）

第2条 法人役員等に対して、非常勤理事長・常務理事のみ勤務実態に即して報酬を支給する。ただし、役員の地位にあることのみによっては支給しないものとする。

（1）非常勤理事長・常務理事の報酬の支給基準については、1日あたりの報酬額を10,000円とし、出勤日数分支給するものとする。

（2）非常勤理事長・常務理事の報酬総額については、各年度の総額が1,800,000円を超えない範囲とする。

（費用弁償）

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け、次の法人業務を行う場合、費用弁償（交通費等）として、（出席の当日に）1日あたり5,000円を支給する。

ただし、施設長等の施設職員又は法人職員が理事及び評議員選任・解任委員会委員の場合は支給しない。

（1）理事会及び評議員会に出席した場合

（2）監事が監査を実施した場合

（3）評議員選任・解任委員会に出席した場合

（4）その他必要な法人業務を行った場合

（報酬の支給日）

第4条 第2条の報酬の支給日は、給与規程に定める日と同日とする。

（報酬の変更）

第5条 第2条の報酬総額の上限及び報酬の支給の基準の変更については、評議員会で議決する。

（公 表）

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（改 廃）

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。